令和４年７月１日

保　護　者　様

精華高等学校

事務長　森脇　雅郎

**令和４年度　奨学のための給付金（家計急変制度）について**

平素は、本校教育にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、家計急変により収入が激減した世帯に対して、給付金が支給される奨学のための給付金**家計急変制度**の要項を配布させていただきます。

４月～６月に家計が急変し、下記の要件をすべて満たしている方は、**７月１４日（木）**までに、本紙キリトリ線以下を、事務室へ提出してください。７月以降に家計が急変された世帯も随時受付を行いますので、その際は事務室へご連絡をお願いいたします。

**＜対象者＞**

1. 保護者等全員が、大阪府内に在住していること
2. 保護者等全員の家計急変後１年間の収入見込額が、市町村民税及び道府県民税の所得割が非課税である世帯に相当すること
3. 家計急変が外的要因（災害や新型コロナウイルス感染症の影響等本人の責めによらないもの）によるものであり、収入が減少している状態が申請時点でも継続していること
4. 保護者等全員の令和４年度の所得割が非課税世帯または生活保護世帯（生業扶助）受給世帯ではないこと

※一時的に収入が激減したものの、その後収入状況が回復した場合や回復する見込みが立った場合は給付対象とはなりません。

**※通常制度を申込みしている方は申請できません。**

精華高等学校　事務室

担　当：山　岡

ＴＥＬ：072-234-3391

キ　リ　ト　リ　線線

**〔 提出期限 ：令和４年７月１４日（木）〕**

**〔 最終提出期限：令和５年２月１３日（月）〕**

令和４年度　奨学のための給付金　家計急変制度

　　□　申請します

　　　年　　組　　　番　名前：